

日本統合医療学会 認定医・認定師・認定協働師の申請について

(2023年10月更新)

2024年度は、下記の要項にて申請を受け付けます。多くの会員の資格申請をお願いいたします。

A. 認定医の申請について

1. 申請期間について

2024年5月1日(水)～2024年5月20日(月)

2. 申請資格について

- 1) 臨床経験3年以上を有する医師・歯科医師・獣医師であること。(認定制度規則(以下、規則という)第3条、(認定制度規則【施行細則】(以下、細則という)第3条)
- 2) 3年以上本学会正会員であること。(細則第3条)(2024年9月まで暫定措置あり)
- 3) 認定研修を修了していること。(細則第3条第2項)
※認定研修はPart1～Part5から構成されています。5Partsのうち、3Parts受講で筆記試験の受験資格となります。ただしPart1は必須です。未受講のPartがある場合、そのPartの受講証明が提出されたのち、認定証が発行されます。
- 4) 本学会の倫理綱領を遵守すること。(規則第6条)
- 5) 試験料を納付していること。(細則第6条)

3. 申請書類と提出方法について

- 1) 申請書類は本学会ホームページよりダウンロードしてください。
URL：<http://imj.or.jp/nintei/application>
- 2) 提出は上記1.の申請期間に、上記3.1)よりダウンロードした申請書類にて必要事項を記入し、下記事務局まで、書留、レターパック、宅配便等発送後の追跡ができる方法にてご送付ください。事務局では書類到着に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

4. 筆記試験について

- 1) 筆記試験は2024年6月中の日曜日(予定、詳細決定後追加でご報告致します。)、東京都内において実施いたします。詳細は書類審査合格者に郵便にて連絡いたします。
- 2) 筆記試験は文章選択式筆記問題(50題の多肢選択問題で、所要時間60分です。)
- 3) 筆記試験は以下を試験範囲とします。
日本統合医療学会認定試験ガイドライン 第七章、第八章 習得内容(認定医)

B. 認定師の申請について

1. 申請期間について

2024年5月1日（水）～2024年5月20日（月）

2. 申請資格について

- 1) 臨床経験3年以上を有する国家資格を有する以下の医療・福祉従事者であること。
看護師、保健師、助産師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、介護福祉士、歯科衛生士、精神保健福祉士、救急救命士、社会福祉士、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、公認心理師であること。（認定制度規則（以下、規則という）第4条、（認定制度規則【施行細則】（以下、細則という）第3条）
- 2) 3年以上本学会正会員であること。（細則第3条）（2024年9月まで暫定措置あり）
- 3) 認定研修を修了していること。（細則第3条第2項）
※認定研修はPart1～Part5から構成されています。5Partsのうち、3Parts受講で筆記試験の受験資格となります。ただしPart1は必須です。未受講のPartがある場合、そのPartの受講証明が提出されたのち、認定証が発行されます。
- 4) 本学会の倫理綱領を遵守すること。（規則第6条）
- 5) 試験料を納付していること。（細則第6条）

3. 申請書類と提出方法について

- 1) 申請書類は本学会ホームページよりダウンロードしてください。
URL：<http://imj.or.jp/nintei/application>
- 2) 提出は上記1.の申請期間に、上記3.1)よりダウンロードした申請書類にて必要事項を記入し、下記事務局まで、書留、レターパック、宅配便等発送後の追跡ができる方法にてご送付ください。事務局では書類到着に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

4. 筆記試験について

- 1) 筆記試験は2024年6月中の日曜日（予定、詳細決定後追加でご報告致します。）、東京都内において実施いたします。詳細は書類審査合格者に郵便にて連絡いたします。
- 2) 筆記試験は文章選択式筆記問題（50題の多肢選択問題で、所要時間60分です。）
- 3) 筆記試験は以下を試験範囲とします。
日本統合医療学会認定試験ガイドライン 第七章、第八章 習得内容（認定師）

C. 認定協働師の申請について

1. 申請期間について

2024年5月1日（水）～2024年5月20日（月）

2. 申請資格について

- 1) 実務経験3年以上を有すること。（認定制度規則（以下、規則という）第5条、（認定制度規則【施行細則】（以下、細則という）第3条）
- 2) 3年以上本学会正会員であること。（細則第3条）（2024年9月まで暫定措置あり）
- 3) 認定研修を修了していること。（細則第3条第2項）
※認定研修はPart1～Part5から構成されています。5Partsのうち、3Parts受講で筆記試験の受験資格となります。ただしPart1と協働師Part5は必須です。未受講のPartがある場合、そのPartの受講証明が提出されたのち、認定証が発行されます。
- 4) 本学会の倫理綱領を遵守すること。（規則第6条）
- 5) 試験料を納付していること。（細則第6条）

3. 申請書類と提出方法について

- 1) 申請書類は本学会ホームページよりダウンロードしてください。
URL：<http://imj.or.jp/nintei/application>
- 2) 提出は上記1.の申請期間に、上記3.1)よりダウンロードした申請書類にて必要事項を記入し、下記事務局まで、書留、レターパック、宅配便等発送後の追跡ができる方法にてご送付ください。事務局では書類到着に関するお問い合わせにはお答えできませんので予めご了承ください。

4. 筆記試験について

- 1) 筆記試験は2024年6月中の日曜日（予定、詳細決定後追加でご報告致します。）、東京都内において実施いたします。詳細は書類審査合格者に郵便にて連絡いたします。
- 2) 筆記試験は文章選択式筆記問題（50題の多肢選択問題）で、所要時間60分です。）
- 3) 筆記試験は以下を試験範囲とします。
日本統合医療学会認定試験ガイドライン 第七章、第八章 習得内容（認定協働師）

A～C 認定医・認定師・認定協働師の申請について（共通事項）

1. 分野と資格について

番号	職種	認定制度の 該当区分
1	医師	認定医
2	歯科医師	認定医
3	獣医師	認定医
4	薬剤師	認定師
5	看護師・准看護師	認定師
6	保健師・助産師	認定師
7	リハビリ系（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・技師装具士）	認定師
8	検査・補助系：医科（臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士・視能訓練士）	認定師
9	検査・補助系：歯科（歯科衛生士・歯科技工士）	認定師
10	管理栄養士・栄養士	認定師
11	福祉系（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）	認定師
12	救急救命士	認定師
13	公認心理師	認定師
14	日本伝統医療系（鍼灸師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師）	認定師
15	その他：国家資格あり	認定師
16	伝統・補完代替医療提供者①（中国伝統医学・アーユルヴェーダ・アロマセラピー）	認定協働師
17	伝統・補完代替医療提供者②（カイロプラクティック・オステオパシー）	認定協働師
18	伝統・補完代替医療提供者③（ヨーガ・気功・エネルギー療法）	認定協働師
19	心理系（臨床心理士・産業カウンセラー）	認定協働師
20	その他：国家資格なし	認定協働師

本学会における分野と資格の関係は以下の通りとなっております。

2. 認定および認定証について

- 1) 認定医・認定師・認定協働師の認定にあたっては、上記認定試験に合格後、登録申請書類をご提出いただきます。登録申請書類は認定制度委員会にて審査されます。
（規則第7条）登録申請書類は本学会ホームページよりダウンロードしてください。
URL：<http://imj.or.jp/nintei/application>
- 2) 認定証は、本学会の認定試験に合格し、認定制度委員会の審査を経た後、本学会より発行されます。（規則第7条）
- 3) 認定証の発行にあたっては認定料が必要となります。（認定申請料 30,000円（2024年9月までは20,000円））（規則第8条、細則第6条）

3. 有効期間について

有効期間は認定試験実施年の10月1日から5年間です。(規則第10条、細則第4条)

4. 更新について

資格所持者は全員、更新の手続きが必要です。更新単位の有効時期はご申請なさる更新申請期間以前の5年間です。(規則第10条) この5年間に、以下の単位数で合計50単位が必要です。(規則第11条) その中には以下の必須項目を含める必要があります。(細則第7条) 2018年12月1日以降のご申請には以下の単位数を使用します。(規則第8条) 更新料 30,000円(2024年9月までは20,000円)を申し受けません。(規則第12条、細則第6条)

○単位数(規則第11条)

認定研修参加:10単位、学術大会参加:10単位(演者は+5単位)、本部主催セミナー・シンポジウム参加:5単位、支部大会参加:5単位(演者は+3単位)、支部主催セミナー・シンポジウム参加:3単位、統合医療に関する論文:10単位

○受講が必須な単位

★認定医・認定師

認定研修 Part1の参加(1回)(細則第7条①)

日本統合医療学会学術大会参加(2回)(細則第7条②)

★認定協働師

認定研修 Part1の参加(1回)(細則第7条①)

認定研修 協働師 Part5の参加(1回)

日本統合医療学会学術大会参加(2回)(細則第7条②)

○一般社団法人 日本統合医療学会事務局 (書類提出先)

〒170-0003

東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4階 一般財団法人 口腔保健協会内

TEL 03-3947-8891 FAX 03-3947-8341

e-mail imj@imj.or.jp

担当: 宍戸 基行

※本件に関するお問い合わせはEメールをご利用ください。本件に関するお電話でのお問い合わせには対応いたしかねます。